

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令について

地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設等を受け、地方公営企業法施行規則の一部について、次のとおり改正を行うもの。

《勘定科目表（施行規則別表第1号）に係る改正》

会計年度任用職員制度の創設により、地方公共団体における非常勤職員に対する給与等の給付についての法的根拠が明確化されたことを受け、法制度上、用いることが想定されなくなる「賃金」の節を各事業に係る勘定科目から削除する。

※ 上記のほか、ガスの小売自由化を踏まえ、ガス事業に係る勘定科目について、「事業者間精算収益」を追加する等の改正を行う。

《給与費明細書（施行規則別記第3号様式）に係る改正》

給与費明細書（注）上においても、上記同様に「賃金」の欄を削除するほか、文言の適正化等、所要の改正を行う。

（注） 給与費明細書は、公営企業の予算に係る説明書のひとつであり、公営企業の経営に占める給与費の重要性に鑑み、その内容を一覽的に明らかにするために作成し、予算とともに議会に提出することとされている。

《参考：会計年度任用職員制度とは》

平成32年4月から施行される改正後の地方公務員法の規定に基づき、一般職の非常勤職員として任用される職員。これまでは臨時・非常勤職員については、その任用や勤務条件の決定などに関して、地方公共団体の人事当局による統一的な把握がなされていないケースも想定されたところ、今後はその任用や身分取扱いに係る法的根拠及びその運用等について明確化されることとなるもの。